

緑の募金県内緑化公募事業実施要領

第1 目 的

県内の緑化を推進するため、森林の整備等を行う民間の団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

第2 対象事業

- (1) 県内で行う一般県民（森林ボランティア・地域団体等）の参加による森林整備事業
 - (2) 「緑の募金公募事業」（（公社）国土緑化推進機構）および「県民参画の森林づくり促進事業」（福島県）に申請を予定していない事業
- （注）単年度に同一事業地で複数の事業を行う場合は主事業1回とする。

第3 事業実施主体

- (1) 森林整備事業について、明確な目的をもつ団体。
- (2) 自主的、組織的な活動を行う団体。
- (3) 交付条件を遵守することが確実である団体。

第4 事業実施計画書の提出

事業実施主体は、緑の募金県内緑化公募事業実施計画（実績報告）書（第1号様式）及び申請者の概要（第2号様式）を（公社）福島県森林・林業・緑化協会長（以下「会長」という。）に提出する。

第5 事業実施決定通知

会長は、事業の内容等を審査し、適正と認めたときは、事業実施を決定し、通知する。

第6 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

科 目	区 分	摘 要
行 動 費	保 険 料	ボランティア等傷害保険料
資 材 費	種 苗 費	苗木等の購入費（肥料、支柱代含む）
指導経費	謝 金 等	旅費含む
事 務 費	事務用品	
	印 刷 費	ポスター等大規模のものは除く
	通 信 費	郵便代等

(注) 次の経費については、交付の対象とならない。

- (1) ボランティアの労賃
- (2) 食糧費
- (3) 作業道の整備・整地費・地拵え費
- (4) 申請団体に指導者がいる場合の指導者経費
指導者とは、
 - ・森林・林業の安全作業に精通した者（安全指導者）
 - ・森林組合等の事業体、国、県、市町村等の技術を有した職員
 - ・林業技士、森林インストラクター、グリーンフォレスター等森林林業に関する認定資格を有する者とする。
- (5) 苗木等の運搬費、バス借上げ費
- (6) 機械借上料（燃料代は可）

第7 事業実績の報告及び助成金の請求

事業実施主体は、事業完了後速やかに第4で定めた事業の実施計画書様式により、請求書（第3号様式）と領収書（写）または請求書の（写）を添付のうえ、事業実績報告書を会長に提出する。

第8 助成金の交付

会長は、事業実績報告書及び請求書が適正と認めたときは、助成金を交付する。

附 則

この要領は、平成 9 年 7 月 18 日より施行する。

平成 25 年	2 月	7 日一部改正
平成 25 年	4 月	1 日一部改正
平成 27 年	3 月	6 日一部改正
平成 29 年	4 月	1 日一部改正
令和 4 年	3 月 29 日	一部改正
令和 7 年	3 月 26 日	一部改正